

埼玉県屋内50m水泳場及びスポーツ科学拠点施設 整備推進に関する有識者会議設置要綱

(設置目的)

第1条 本県における屋内50m水泳場及びスポーツ科学拠点施設の整備を推進するため、「埼玉県屋内50m水泳場及びスポーツ科学拠点施設整備推進に関する有識者会議」（以下、「有識者会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 有識者会議は、本県が整備する屋内50m水泳場及びスポーツ科学拠点施設に関して、事業の進捗状況や地元市との協力体制などについて、意見を聴取する。

(構成)

第3条 有識者会議の構成員は、別表のとおりとする。

2 座長は、有識者会議を代表し、会務を総括する。

3 座長が不在の場合は、委員のうちから座長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(運営)

第4条 有識者会議は、座長が招集し、その議長となる。

2 会議は原則公開とする。ただし、会議が公開しない旨を決定したときは、この限りではない。

(事務局)

第5条 有識者会議の事務局は、埼玉県県民生活部スポーツ振興課に置く。

(設置期間)

第6条 有識者会議の設置期間は、本要綱施行日から5年以内とする。

ただし、必要と認められる場合は、さらに5年間更新するものとし、その後も同様とする。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、有識者会議の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

	氏名	所属等
座長	笠原 一也	元国立スポーツ科学センター長
委員	江利川 毅	（公財）医療科学研究所理事長
委員	久保 潤二郎	平成国際大学スポーツ健康学部教授
委員	小島 信昭	埼玉県議会水泳振興議員連盟会長
委員	須田 邦明	（一社）埼玉県水泳連盟会長
委員	利根 忠博	（一社）埼玉県経営者協会名誉会長
委員	堀光 敦史	埼玉県副知事